

全日本学生競技ダンス連盟 OBOG 競技会運営委員会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会の名称は全日本学生競技ダンス連盟 OBOG 競技会運営委員会、略称、学連 OBOG ダンス運営委員会（以下「運営委員会」という。）という。

(事務所)

第2条 運営委員会は、事務所を横浜市栄区笠間におく。

(目的)

第3条 運営委員会の目的は、学連 OBOG ダンス競技会運営を通じて、既存の団体ではできない、学連出身者らしい、ダンス競技者や愛好家、学連の視点に立った理想的なダンス競技会の在り方を目指すとともに、競技会出場者だけのイベントではなく、できるだけ多くの学連 OBOG の参加、交流を促し、絆を深める場を提供し、さらに、こうした動きを参加 OBOG 等のネットワークによって社会に発信し、競技ダンスや社交ダンスの社会的認知度向上とその普及を図るものとする。

(事業)

第4条 上記の目的を達成するために運営委員会は次の業務を行う。

- (1) 学連 OBOG ダンス競技会を開催すること
 - (2) 学連 OBOG の親睦、交流を深めるためのイベント開催や事業を実施すること
 - (3) 関係各団体及び海外の諸機関との情報の交換及び交流に関すること
 - (4) 前各号に掲げる事業の国、その他の団体からの受託に関すること
 - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業
 - (6) 前各号に掲げる事業を行うため、原則、毎月1回運営委員会（定例委員会）を開催すること
- 第12条に基づき臨時に運営委員会（臨時委員会）も開催できる

第2章 委員

(委員)

第5条 全日本学生競技ダンス連盟に加盟していた大学の競技ダンス部で、OBOG 会組織（パートナー校を含む）がある場合は当該組織から正式に推薦された者、OBOG 会が未組織の場合は当該大学の OBOG の仮代表を委員とする。

2. 前項の規定外であっても運営委員会において認められた者については、委員とすることができる。

3. 但し、必要に応じて各大学は、議決権を持たないものの運営委員会に出席し意見を述べる
ことができるサブ運営委員を置くことができる。
4. 委員およびサブ運営委員に関し必要な事項は、運営委員長が運営委員会の議決を経て別に
定める。

第3章 役員

(役員の種類別)

第6条 運営委員会に次の役員をおく。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 運営委員長 | 1人 |
| (2) 運営委員長代行 | 1人 |
| (3) 副運営委員長 | 15人前後 |
| (4) 監事 | 2人 |

(役員を選任)

- 第7条 運営委員長、運営委員長代行、副運営委員長および監事は、運営委員会において選任する。
2. 選任に先立ち第18条に定める正副委員長会議において(案)を作成し運営委員会に諮るものとする。立候補するものは事前に正副委員長会議に申し出を必要とする。立候補者を(案)に加えるか否かは正副委員長会議にて決定する。

(役員職務)

- 第8条 運営委員長は、運営委員会を代表し、業務を総括する。
2. 運営委員長に事故ある時または欠けたときは、運営委員長代行がその職務を代表する。
 3. 上記のほか、役員は分担して別紙組織図に記載の業務を担当、統括する。
業務についてはその時々状況を鑑み運営委員会での追加、廃止を可とする。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員は、再任することができる。
 3. 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第10条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、運営委員会において委員と役員
の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。
2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに当該役員に、解任の議決を行う運営委員会において弁明の機会を与えなければならない。

第4章 組織

(運営委員会の構成)

第11条 運営委員会は、第2章に定める委員と第3章に定める役員をもって構成する。

2. 委員と役員の兼務はこれを認めない。

(運営委員会の招集)

第12条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

2. 運営委員長は、委員3分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の要求があった時は、速やかに運営委員会（臨時委員会）を招集しなければならない。

3. 運営委員長は、運営委員会を招集するときは、あらかじめ委員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を文書あるいはメールにより通知しなければならない。

(運営委員会の議長)

第13条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

(運営委員会の定足数)

第14条 運営委員会は、委員と役員の1/3以上の出席がなければ開会することができない。

2. WEBによる参加も出席と認める。

(運営委員会の議決)

第15条 運営委員会の議決は、この会則に別に定めるもののほか、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面あるいはメールをもって表決し、または代理人に表決を委任することができる。この場合において、前14条の規定の適用については、当該委員は、出席したものとみなす。

(運営委員会への出欠回答義務)

第17条 委員並びに役員は事務局からの運営委員会の開催案内に対して出欠回答を行う義務を負う。

2. 運営委員会に関して出欠回答が期において1/3以上なされなかった場合は次期1年間の議決権を失うものとする。

3. 事前報告がなかったが結果出席となった場合は報告があったものとみなすものとする。

(下部組織ならびに正副委員長会議、ダンス競技会実行委員会の設置)

第18条 運営委員会を補佐するために運営委員会の下に正副委員長会議を、第4条第1項の目的のた

めに、ダンス競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

2. 正副委員長会議および実行委員会は運営委員長が統括する。
3. 正副委員長会議は運営委員長、運営委員長代行、副運営委員長、監事、相談役をもって構成する。
4. 正副委員長会議に関する事項は別に定める。
5. 実行委員会は正副委員長会議のメンバーと第19条にて選任された実行委員をもって構成する。
6. 実行委員会は、第4条第1項の目的のため、適宜会議を開催する。

（実行委員の選任）

第19条 正副委員長会議において実行委員会のメンバーとして実行委員を選任する。

2. 実行委員は必ず運営委員又はサブ運営委員を兼務するものとする。

（実行委員の職務）

第20条 実行委員は競技会において又は競技会の開催に向けて各実務を担当するものとする。

（相談役・顧問の設置）

第21条 運営委員会の助言者として相談役、顧問を置くことができる。

2. 相談役、顧問は正副委員長会議および運営委員会に出席できる権利を持つ
3. その他相談役、顧問に関する事項は別に定める。

（事務局の設置）

第22条 運営委員会の事務を処理するための事務局を置く。

2. 事務局長が事務局を統括する。
3. 事務局には書記、会計を置く。
4. 事務局及び職員に関する事項は、別に定める。

第5章 資産、事業計画等

（資産の構成）

第23条 運営委員会の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 会費及び賛助会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第24条 資産は、事務局が管理する。

(会計年度)

第25条 運営委員会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 運営委員会の事業計画及び収支予算は、その年度開始前に事務局が作成し、年度初めの運営委員会である総会の承認を得なければならない。

2. 総会での承認を受けるまでの期間は、継続的に承認前の事業計画、収支予算に則って予算執行するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第27条 運営委員会の事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表は、事務局がその会計年度終了後遅滞なく作成し、監事の監査を経た上で、運営委員会の承認を得なければならない。

(剰余金)

第28条 会計年度末において、剰余金を生じたときは、欠損金の補填に充て、なお、残額があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第29条 運営委員会は、特別会計を設けることができる。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第30条 この会則は、運営委員会において、委員と役員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第31条 運営委員会は、運営委員会において、委員と役員の3分の2以上の同意を得たときに解散する。

2. 解散のときに存する残余財産は、運営委員会の議決を経、これを処分するものとする。

第7章 雑 則

(委任)

第32条 この会則の施行について必要な詳細事項は、運営委員長が、正副委員長会議の議決を経て、別に定め、公開する。

【改版履歴】

(第1版) 平成22年(2010)9月22日制定

(第2版) 令和元年(2019)9月19日改版

- ・事務所の所在地を「東京都豊島区目白」から「横浜市栄区笠間」に変更
- ・副運営委員長の役員定数を「10人まで」から「15人前後」に変更

(第3版) 令和3年(2021)11月18日改版

- ・「本委員会」の表記を「運営委員会」に統一
- ・役員の立候補に関して、を記載
- ・役員の業務について、を記載
- ・運営委員会の構成を委員と役員と規定、兼務の禁止を記載
- ・運営委員会の定足数に役員を加筆、WEB参加の出席を記載
- ・運営委員会の出欠回答義務、を記載
- ・正副委員会構成員に相談役を加筆
- ・実行委員会について記載
- ・実行委員の選任、職務、を記載
- ・相談役、顧問の出席権、を記載
- ・会則の変更、解散、に役員を加筆

